

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	6. 商工費	事業名	5. 街中にぎわい推進事業費						
項	1. 商工費	細事業名							
目	2. 商工振興費	担当課・係	商工観光課		(執行課: 商工観光課)				

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業							(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	11,069	要 求								11,069
決定額			決 定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	創造性と活力にみちたまちづくり / 商工業の振興による活気あるまちづくり / 地域の創意工夫を活かし、まちづくりと一								
	【街中にぎわい推進事業に関する業務】	施策体系コード	04-02-01-10-10			事業番号	144-1				
	佐倉商工会議所を佐倉TMOとして認定し、佐倉の新しいまちづくりが始められた。佐倉TMOの組織強化は、商業の活性化、まちづくりの推進を図ることを目的とする。	総事業費	66,645千円			事業期間	平成18年度～平成22年度				
	【その他街中にぎわい推進事業に関する業務】	年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
	佐倉市駐車場(印旛支庁跡地駐車場)の維持管理を行う。		16,469	14,869	13,169	11,069	11,069				
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市タウン・マネジメント機関設置事業費補助金交付要綱 佐倉市中心市街地における商業活性化									

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 平成18年6月に中心市街地活性化法が改正され法に基づく根拠は失ったが、佐倉TMOとして、これまで培った事業を継続するとともに市内全域に事業を展開するため、その組織運営に対して、引き続き財政的支援し、市全体の街中にぎわいを図る。	(事業の目的) 佐倉TMOの知識を活かし、佐倉市全体の街中にぎわいを図る。	(事業の効果) 大型店やチェーン店の進出により、街の個性が失われつつある。このような中で、これまで佐倉TMOが実施して来た事業の中では、地域商業と地域住民との連携する事業の推進を図り、個性的で住みやすい街の発展につなげる。
(事業実施上の問題点) 佐倉TMO構想を基礎とし、前年度に作成した実施計画に添って事業展開を図る。 また、商店街活性化に向けて、商業者(商店街・店主等)だけでなく、地域住民も巻き込んだものとする。	(前年度からの見直し点) 中心市街地活性化法が平成18年6月に法律が改正され、国が作成した基本方針に添った、中心市街地に該当する地区が本市には無くなってしまった。 このことから、これまで、佐倉地区に限定していた事業を市内全域に広げること、事業継続を図る。	(見積についての特記事項)